

三重県医師修学資金貸与制度（一般枠コース）Q&A

（令和8年度貸与者用）

三重県医療保健部医療人材課
令和8年3月

<制度全体に関わる内容>

Q1 どれだけの金額を貸与してもらえますか？

→入学の年に1,517,800円、2年目以降は1,235,800円の貸与が受けられます。（6年間借りた場合7,696,800円）

Q2 三重大大学の医学生だけが対象ですか？

→三重大大学の医学生だけでなく、他の国公立大学や私立大学の医学生も対象です。

Q3 1年生しか貸与が受けられないのですか？

→何年生でも貸与を受けられます。ただし、何年生から貸与を受けても返還免除期間は同じです。

Q4 他の奨学金制度との併用は可能ですか？

→日本学生支援機構などの就労義務のない奨学金であれば併用は可能です。

Q5 貸与の条件に保護者や連帯保証人の収入制限がありますか？

→保護者の収入制限は特にありません。ただし連帯保証人は独立の生計を営む成年者に限り、明らかに返済能力のない方は認められません。

Q6 貸与を受けたい場合はどうすればいいですか？

→募集期間中（令和8年4月1日～6月30日）に申請書類を提出してください。なお、申請書類は三重県ホームページにアップロードしますので、ダウンロードしていただくか、当課までご連絡いただければ郵送致します。

URL：<http://www.pref.mie.lg.jp/IRYOS/HP/oinainet/59773042627.htm>

二次元コード：



Q7 申請したらどのように貸与が決まりますか？

→夏休み中に面接を行い、審査を行ったうえで、貸与者を決定します。貸与が決定した方には借用書等の書類手続きの後、10月頃に貸与1年目の修学資金を入金します。貸与2年目以降は書類の不備等がなければ毎年5月末までに入金する予定です。

Q8 返還免除になるためにはどうすればいいですか？

→三重県地域医療支援センターのキャリア形成プログラムに基づき、医師不足地域の医療機関を含む複数の県内医療機関で9年間勤務することで返還免除となります。

また、臨床研修修了後の卒後3年目から9年目のうち1年間は、医師不足地域の医療機関を内科、外科、救急科又は総合診療科で勤務していただくこととなります。

なお、保健所等（公衆衛生行政を所管する機関）で常勤で1年以上勤務した場合は、「1年間の医師不足地域の医療機関での勤務」は免除します。

Q9 返還する場合は借りた金額を返還すればよいのですか？

→返還免除条件が履行できない等、やむを得ない理由により返還いただく場合は、貸与した額に年10%の利息をつけて一括で返還していただくこととなります。6年間借りた場合の返還総額は1,000万円強となります。

Q10 申請時に診療科を決めなければいけませんか？

→申請時は診療科を決める必要はありませんが、臨床研修修了後に診療科を選択していただくこととなります。なお、医師不足地域における1年間の勤務は内科、外科、救急科又は総合診療科として勤務いただく必要があります。それ以外の期間（6年間）については、キャリア形成プログラムに基づく診療科を選択することができます。

Q11 臨床研修は県外で研修を受けることができますか？

→臨床研修は、必ず県内の臨床研修病院で修了しなければなりません。県外の臨床研修病院で研修を開始した場合は、修学資金を返還していただくこととなります。ただし、県内の臨床研修病院の研修プログラムの一環として、当該プログラムの研修協力施設の県外の臨床研修病院で研修を受ける場合は、返還免除のための勤務をしているとみなします。

Q12 臨床研修修了後、大学院への進学や国内外への留学はできますか？

→医学の修学を目的とした大学院進学や留学の場合、原則2年間を限度として、必要と認められる期間、県内医療機関での勤務を中断することができます（届出が必要）。大学院に関しては、研究のみを行っている期間は中断とみなしますが、大学院に在籍しながら臨床業務に従事（年200日以上）している場合は、勤務を継続しているとみなします。なお、専攻する診療科の事情等やむを得ない事情により中断期間が2年間を超える場合は、個別に審査が必要ですので、当課までご相談ください。

Q13 産休や育休をとると返還の対象となりますか？

→法律の定めによる産前産後休業及び育児休業は返還の対象にはなりません。産前産後休業については勤務期間とみなし、育児休業については中断とみなします。

Q14 「キャリア形成卒前支援プラン」とはどのようなプランですか？

→三重県医師修学資金の貸与を受けた地域枠等の学生や自治医科大学の学生に対して、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援することを目的として策定するプランです。適用時期は、入学時又は当該プランへの適用の同意を得た時から卒業までとなります。

本プランで参加区分が必須となる卒前支援プロジェクトについては、必ず参加が必要です。なお、本プランは令和5年度以降に入学された方から適用となります。

<平成 29 年度制度改正に関わる内容>

1. 三重県地域医療支援センターについて

三重県地域医療支援センターは、臨床研修を修了後、県内の医療機関での勤務を開始される若手医師のみなさんが、キャリア形成に不安を持つことなく、地域の医療機関と中核病院をローテーションしながら専門医資格を取得できるキャリア形成支援等を行うことを目的として設立されました。三重県医療保健部医療介護人材課及び三重大学医学部附属病院内に事務局を設置しています。

平成30年度から開始された新専門医制度にも対応したキャリア形成プログラムを作成する等、みなさんが県内で安心してキャリアアップできるようにサポート致します。

2. 医師修学資金返還免除条件について

Q1 勤務コースが1つになったのはなぜですか？

→平成30年4月からの新専門医制度（専門研修プログラム）に基づく研修開始や、医師修学資金貸与事業の取扱いに係る厚生労働省の見直し通知など、国の制度改正に対応する必要性が生じてきたことから、三重県地域医療支援センター作成のキャリア形成プログラムに基づく9年間の勤務コースに一本化しました。

Q2 「キャリア形成プログラム」とはどのようなプログラムですか？

→1年間の医師不足地域の医療機関での勤務を含め、トータルで卒後9年目までのプログラムのことをいいます。臨床研修修了後からは、県内複数の医療機関をローテーションしながら、実践力を身に付けていただきます。臨床研修修了後の勤務先医療機関については、みなさんのご希望を伺いながら、専門研修プログラム責任者と調整し、勤務先、勤務期間を検討します。

Q3 医師不足地域の医療機関の対象はどこですか？

→「三重県医師確保計画」（令和6年3月策定）に定める医師少数区域及び医師少数スポットに所在する主な医療機関が対象となります（※今後、「三重県医師確保計画」の改訂により対象地域が変わる可能性があります）。

（対象地域）

鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、大台町、多気町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町、伊賀市、名張市、津市（白山町、美杉町に限る）、松阪市（飯南町、飯高町に限る）、いなべ市、東員町、菰野町、亀山市

Q4 どの時期に医師不足地域の医療機関での勤務を行う必要がありますか？

→診療科によって異なりますが、臨床研修修了後医師9年目までに、キャリア形成プログラムに基づいて医師不足地域の医療機関で1年間勤務します。勤務時期は、みなさんのご希望を伺い調整します。なお、専門研修期間中に医師不足地域の医療機関で研修を行った場合、その期間は「1年間の医師不足地域の医療機関での勤務」の期間に含めます。

Q5 新専門医制度の専門研修プログラムは自由に選べますか？

→県内医療機関（三重大学医学部附属病院等）が基幹施設となる専門研修プログラムを選択し、臨床研修修了後も県内医療機関で研修することを原則とします。やむを得ない理由により、県外医療機関が基幹施設となる専門研修プログラムを選択する必要がある場合は、ご相談ください。

Q6 専門研修プログラムに基づく研修を行わない場合はどうなりますか？

→原則として専門研修を行うことを前提としています。専門研修プログラムに基づく研修を行わない場合は個別に検討することとなりますので、まずはご相談ください。

Q7 三重大学の医局に入局する場合はどうなりますか？

→入局については、特に制限はありません。なお、入局予定の方については、三重県地域医療支援センターからも各医局へ相談し、返還免除要件を満たすような勤務計画を作成していきます。

3. 2年間を超える義務勤務の中断について

Q8 中断の期間について、制限はありますか？

→最大2年間で、義務勤務の中断が必要な理由により、認められる中断期間は異なります。大学院進学の場合は、大学院の正規の修学期間内で必要と認められる期間、専門研修プログラムに基づき県外医療機関で研修を行う場合は、その期間の合計が正規の研修期間の1/2以内であれば、中断期間として認められます。

Q9 2年間を超える中断について、どのような場合が想定されますか？

→医学の修学を目的とした場合であって、臨床を伴わない大学院への進学や県外留学、県内に存在しない専門研修プログラムに基づき県外で勤務を行うなど、原則2年間の中断では対応できないような場合を想定しています。個別に対応いたしますので、まずはご相談ください。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

三重県医療保健部 医療人材課
〒514-8570 津市広明町13番地
電話 059-224-2326
E-mail shugaku01@pref.mie.lg.jp
(医師修学資金専用メールアドレス)